

検討の進め方について

(平成22年度 第1回研究会決定事項)

- 本研究会に参加する市町村は、ブロックの代表として、各ブロック内の市町村の意見を集約しつつ、府内43市町村全体への影響を考慮しながら、制度のあり方を検討していくものとする。
 - ⇒ 名簿に記載するメンバーが研究会に出席できない場合は、代理の者をもって、会議に参加できるものとする。

- 具体的な検討に当たっては、実務者レベルで構成する「ワーキンググループ」を設置、研究会の議案資料作成に向けた課題整理等作業を行う。
 - ⇒ ワーキンググループでは会議のたびに、「確認できた事項」「結論に至らなかった事項」をできるだけ確定し、原則として、各会議は完結させるものとする。

- 研究会は、ワーキンググループにおいて作成された議案資料をもとに、制度のあり方等検討を進め、研究会としての意見を取りまとめていく。

- 今後は、日程の都合上、事務局(府国保課)で、検討の「たたき台」を毎回提示、それをもとに、研究会・ワーキンググループで議論し、意見をまとめていく方法をとる。

- 研究会・ワーキンググループにおける検討において、検討材料や資料提供の必要が生じた場合は、府が主体的な役割を果たすが、制度の実態検証にかかる必要なデータは、市町村が主体となり構築・提供する。

- 本研究会において、府・市町村の主体的な議論をもって検討された最終結果は、府・市町村が共通認識を持つため、「報告書」として取りまとめる。